

令和 **6** 年度

宮代町農業振興事業 概 要



農地調整担当・農業振興担当

1 はじめに

この概要書は、宮代町の農業振興補助事業の概要をまとめたものです。町では、本事業を通して宮代町の農業が魅力ある産業となるため、ご支援させていただきますので、ぜひとも本制度の内容をご理解いただき、有効活用していただけるようお願い申し上げます。

2 事業活用にあたっての注意事項

(1) 補助制度

補助事業には、町単独と国や県の補助事業があります。国や県の補助事業は、種類もたくさんありますので、今の宮代町の農業の実態に見合うと思われる補助制度の概要のみを掲載しています。

なお、町単独補助事業の主な注意点は、次のとおりです。

- ①補助事業によっては申請期間がありますので、ご注意ください。公平を期するため、期限を過ぎた申請につきましては、お受けできない場合があります。
- ②補助金の交付決定前の事業着手や着手後の申請等は一切認められません。必ず事前にご相談ください。
- ③申請自体は事業内容を確認させていただくため、お手数ですが、直接窓口までご持参いただきますようお願いいたします。
- ④補助制度ごとに予算枠が設定してあります。申込者多数の場合は、町で事業計画の内容を審査させていただき、優先順位を決めさせていただきます。先着順とはいたしません。なお、補助メニューには、採択基準(耕作面積の下限面積等規模要件)を定めていますので、要件を持たさない場合は、申請自体お受けできません。

(2) 補助金の申請手続

○補助金の申請を検討されている方は、まずは事前にご相談ください。

(3) その他農業振興事業

補助事業以外においても、直接農家の皆さまの農業経営に結びつく制度がありますので、事業概要を確認の上、積極的にご活用ください。

また、現在、新たな補助メニューなど補助制度の拡充を検討しているものもありますので、ご相談ください。

3 その他

担当 宮代町産業観光課 農業振興担当 34-1111 (内線 262)

目 次

第1章 農業経営基盤強化対策事業	1
1 農地流動化奨励補助金	
2 農業近代化資金利子補助金	
3 青年等就農資金	
4 遊休農地再生支援対策事業補助金	
5 環境保全型農業推進事業補助金	
第2章 明日の農業担い手支援事業	10
1 「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金	
第3章 農業生産基盤整備推進事業	22
1 小規模農地基盤整備事業補助金	
第4章 水田農業構造改革対策事業（町の事業名）	25
1 経営所得安定対策等交付金	
第5章 農地費一般管理事業（町の事業名）	30
1 土地改良施設維持管理適正化事業	
第6章 農業生産基盤整備推進事業（町の事業名）	32
1 多面的機能支払交付金	

1 農地流動化奨励補助金

(1)趣旨

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定により、担い手農家への農地の集積を推進するため、主として借り手への支援対策として農地を新たに借りた場合に補助金を交付するものです。

(2)内容

①農地集積に対する補助金

新規に設定した利用権の設定期間及び面積に応じた「基本助成」と、借り受けた農地の状況に応じた「条件不利地加算」とします。

【要件】以下の要件をすべて満たすこと。

- ア 町内における農業経営面積が利用権の設定後2㌧以上であること。ただし、農業法人等の場合は、別に定める面積基準を満たすこと。
- イ 経営農地のすべてを耕作していること(農地法違反等がある場合は対象外)。
- ウ その他町の実綱で定める事項

【助成単価等】

○基本助成

利用権設定期間	補助金の額(10㌧当たり)	
	借りる方	貸す方
5年以上10年未満	20,000円	-
10年以上	30,000円	15,000円

○条件不利地加算

利用権設定期間	補助金の額(10㌧当たり)※借りる方のみ
5年以上10年未満	10,000円
10年以上	20,000円

☞ 条件不利地加算・・・借り受ける農地が、次に掲げる要件のうち、2つ以上の要件に該当していると認められる場合に基本助成に加算

条件不利地の要件

- ア 耕作地への進入路がなく、自作地以外の農地を便宜上通過しなければならない農地
- イ 湿田のため大型農業機械による作業が困難な農地
- ウ 用水路等からの取水が困難で、自費で地下水の揚水設備を設置しなければ耕作できない農地
- エ 農地の区画が不整形で作業効率が著しく悪い農地
- オ 鉄塔等、農作業上大きな障害物がある農地
- カ 1年以上耕作されていない遊休農地
- キ その他条件不利地として町が特に認める農地

②水田管理作業補助金

借受者が借受ける農地(水田)における水管理作業又は畦畔等除草管理作業について、貸付者(農地所有者)との間で「水田管理作業委託契約」を締結して実施してもらい、その対価として水田管理謝金を支払う場合に、水田管理謝金の1/2以内の額を「水田管理作業補助金」として交付するものです。

☞ 水管理や畦畔等除草管理など日常の管理作業を、農地の貸付者(農地所有者)にやってもらい、その対価(労賃相当)として謝金を貸付者に支払うことに対する支援。

○水田管理作業補助金(上限額)

作業の内容	補助金の額(10㌶当たり)
水管理作業	2,000円
畦畔等除草管理作業	4,000円

(3)申請手続

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定手続をもって代えるものとします。

なお、農家同士のいわゆる“相対”による貸借については対象外です。

(4)補助金の算定及び交付

補助金の対象となる利用権の設定をした農地の1区画毎の合計面積(1㌶未満切捨)を基に算定します。なお、補助金は、「①農地集積に対する補助金」は、補助金の交付決定を行った年度に交付し、「②水田管理作業謝金」は、利用権を設定した期間、毎年度交付します。ただし、「水田管理謝金」を貸付者に対し支払ったことを証する領収書等(写し)が必要です。

(5)過去の交付実績

①農地集積に対する補助金(過去5年間実績)

年度	申請件数	交付対象面積	交付決定額	内 訳	
				基本助成	条件不利加算
令和元年度	6件	26,069 m ²	594,000円	568,000円	26,000円
2年度	7件	29,001 m ²	598,000円	598,000円	0円
3年度	5件	23,465 m ²	592,000円	592,000円	0円
4年度	8件	29,848 m ²	578,000円	578,000円	0円
5年度	8件	15,773 m ²	426,000円	410,000円	16,000円

②水田管理作業補助金(過去5年間実績)

年度	申請件数	交付対象面積	交付決定額	水田管理作業の委託内容
令和元年度	1件	1,001 m ²	30,000円 (利用権設定期間5年)	・水管理 ・畦畔等除草管理

※受託者(農地の貸付者)と委託者(農地の借受者)との間で「水田管理作業委託契約」を締結し、

受託者が「水田管理作業(水管理、畦畔等除草管理)」を実施し、その対価として委託者が受託者に謝金を支払う取組みに対して、町が1/2以内を助成するものです。

なお、補助金の交付を受ける場合は、契約書(写し)のほか、委託者が受託者に支払った謝金の内容を記載した領収書等(写し)を必ず提出していただきます。

(6)根拠法令

■農業経営基盤強化促進法

■宮代町農地流動化奨励補助金交付要綱

2 農業近代化資金利子補助金

(1)趣旨

認定農業者等が農業生産基盤に係る資本の高度化を図るため、融資機関(JA南彩等金融機関)から融資を受けた農業近代化資金についての利子助成を行う支援制度です。

(2)内容

①助成単価等

町利子補給率 年1%以内

②貸付利率

基準金利 **2.35%** (償還期限8年以下 **令和6年4月末日現在** 認定農業者の場合)

利子補給率 埼玉県利子補給率 1.25%

町利子補給率 **0.60%**

農林水産長期金融協会利子補給率 **0.50%**

☞ 認定農業者等が融資を受ける場合、埼玉県と町による利子補給に加え、「農林水産長期金融協会」から利子助成が受けられます。そのため、認定農業者等が融資を受ける場合は、実質金利負担はありません(認定農業者の特例)。

なお、農業近代化資金の融資を受ける際、「農業信用保証協会」による保証を希望する場合には、保証料(保証率 0.48~0.38%)を別途負担していただくことになります。

(3)申請手続

必要書類等申請に必要な書類の作成を支援します。農業近代化資金の融資を希望する場合は、事前にJA南彩等の金融機関又は町農業振興担当へご相談ください。

(4)農業近代化資金の実績(現在償還中のもの)

融資実行年度	使 途	借入額	償還期間	備考
平成28年度	農業用倉庫	5,000,000円	10年	
	果樹棚工事一式	2,100,000円	14年	
30年度	トラクター	4,580,000円	7年	
令和元年度	パイプハウス一式(井戸灌漑・電源設備含む)	900,000円	6年	
	コンバイン	7,000,000円	7年	
	農業用倉庫	6,720,000円	7年	
2年度	コンバイン	2,830,000円	5年	
	ぶどう平棚・防鳥網棚設置工事	3,000,000円	6年	

融資実行年度	使 途	借入額	償還期間	備考
令和3年度	野菜用予冷库・堆肥盤整備(附带工事含む)	3,440,000 円	5 年	
4 年度	トラクター	4,300,000 円	5 年	
	トラクター	4,900,000 円	5 年	
5 年度	パイプハウス	2,620,000 円	8 年	

(5) 根拠法令

- 宮代町農業近代化資金利子補給要綱
- 埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱(県)
- 埼玉県農業近代化資金利子補給規程(県)
- 埼玉県農業近代化資金取扱要領(県)



3 青年等就農資金（新たに農業を始める方向けの無利子資金-日本政策金融公庫資金-）

(1)趣旨

認定新規就農者が認定就農計画の内容に沿って農業経営を始めるために必要な資金を無利子で貸し付ける融資制度です。

(2)内容

①融資対象者 認定新規就農者のみ

②融資条件

基準金利 無利子（借り入れの全期間にわたって無利子）

償還期間 17年以内(うち据置期間5年以内)

融資限度額 3,700万円(特認1億)

融資率 対象事業費の100%

担保 原則として融資対象物件のみ

保証人 原則として個人の場合は不要。法人で必要な場合は代表者のみ。

③主な使いみち

施設・機械 農業生産用の施設・機械等

果樹 新植・改植費のほか、それぞれの育成費

※農地等の取得費用は対象外

④取扱金融機関 日本政策金融公庫さいたま支店

(3)申請手続

融資を希望する場合は、事前に町農業振興担当及び春日部農林振興センターへご相談ください。

(4)青年等就農資金の実績(現在償還中のもの)

融資実行年度	使 途	借入額	償還期間	備考
平成29年度	野菜包装機/大型野菜冷蔵庫/電源設備等工事	3,000,000円	9年	
令和元年度	トラクター	1,450,000円	9年	
3年度	フレールモア/バケットマニア	860,000円	6年	

4 遊休農地再生支援対策事業補助金(宮代町地域農業再生協議会による支援制度)

(1)趣旨

長年にわたって遊休化した農地の復元・再生を図るため、担い手農業者等自らが実施する再生作業の取組みを支援するための補助金です。

(2)内容等

①対象者

遊休農地の再生作業に取り組む農業者等で次に該当すること。

- i 町内に住所を有する農業者若しくは農業者で組織する団体等
- ii 宮代町人・農地プランに位置づけられている担い手農業者

②対象となる遊休農地

農地法第30条第1項の規定に基づいて宮代町農業委員会が実施する「利用状況調査」において“遊休農地”として確認されている農地をいいます。

③補助対象作業の内容及び補助金の額

作業区分	作業内容	使用機械	補助金額	備考
管理	除草 (草茎の破碎)	トラクター (フルモア/スライドモア) ハンマーナイフ	13,000 円/1,000 m ²	2工程 実施
耕耘	耕耘	トラクター(0-列-)	8,600 円/1,000 m ²	
	碎土・整地	トラクター(0-列-)	6,100 円/1,000 m ²	
その他	畦塗	トラクター(畦塗機)	76 円/1m	

※再生作業を実施する面積が1,000 m²未満の場合は、一律1,000 m²の補助金額とします。

(3)申請手続き

再生作業の実施を検討される場合は、事前に町へご相談ください。現場などの状況等を確認後、申請手続を支援します。

(4)過去の交付実績(過去5年間実績)

年度	再生作業 実施面積	補助金額	再生作業の内容	実施場所	再生後の 利活用
令和2年度	849 m ²	24,800 円	除草(草茎の破碎) 耕耘(耕耘、碎土・ 整地)	和戸沼地内	水稻作付
3年度	3,168 m ²	61,200 円	除草(草茎の破碎) 耕耘(耕耘、碎土・ 整地)	和戸芝原地 内	ねぎ作付

年度	再生作業 実施面積	補助金額	再生作業の内容	実施場所	再生後の 利活用
4年度	3,912 m ²	112,200 円	除草(草茎の破碎) 耕耘(耕耘、碎土・ 整地)	和戸沼・国 納沼端地内	水稻作付

(5)根拠法令

■宮代町地域農業再生協議会遊休農地再生支援対策事業補助金交付規程

5 環境保全型農業推進事業補助金

(1)趣旨

農業の持つ本来の特性を生かし、生産性との調和を保ちつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を推進していくための補助制度です。

(2)内容

農薬空容器・ポリ・ビニール等の回収・廃棄農薬の回収への補助

【対 象】ＪＡ南彩で実施する農薬の空容器、ポリ・ビニール等の回収、育苗箱、廃棄農薬の回収等にかかる費用の助成

【助成単価】処理経費の 1/2 以内

(3)申請手続

ＪＡ南彩が指定する回収日(例年 11 月及び2月頃)に処理委託の申込みをしてください。

1 「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金

【農業機械及び栽培施設等に対する補助金】

(1)趣旨

今後の町の農業を担っていく農業者による農業経営の規模拡大や農産物の高付加価値化及び収益性の向上への取組みを行っていく上で必要となる農業機械及び栽培施設等の導入を支援します。

(2)内容

①対象者及び交付要件

町内の農地で農業を営むすべての農業者(個人)、農業者グループ(2戸以上)、農業者団体・組織、法人。なお、次の交付条件を遵守するとともに、町との間で農地の利用集積や地産地消の拡大等に関する協定を締結することを要件とします。

- i 農業経営の改善及び発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の推進に努めること。
- ii 農地流動化により遊休農地等を借り受け、一定面積以上の農地の規模拡大に努め、経営改善に取り組むこと。
- iii 野菜類等の施設栽培による周年栽培に取り組む等、高収益な農産物の生産に取り組むこと。
- iv 地産地消の担い手として町内産農産物の出荷及び販売に取り組むこと。

②補助対象経費及び支援対象農業機械・栽培施設等並びに補助率等

農業機械又は栽培施設等の導入・整備に要する経費を補助対象とします。支援の対象となる農業機械及び栽培施設等は次のとおりです。ただし、補助対象事業費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額となります。

【支援対象：農業機械】

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
①水田農業担い手支援事業	■米麦の経営規模拡大又は共同利用を見据えた、農作業の効率化・省力化に結びつく農業機械 ア トラクター (32 馬力以上) イ コンバイン (自脱型 32 馬力以上又は普通型) ウ 田植機 (乗用 5 条植以上)	□遊休農地等を含めた農地の利用集積に取り組み、<u>今後5年間で水田農業の経営規模を拡大する計画であること。</u> <u>□利用下限面積(町内農地)</u> <u>個人：3 畝以上 共同：7 畝以上</u> <u>法人：15 畝以上</u> □経営規模拡大目標 【個人・共同の場合】 <u>今後5年間で30%以上の規模拡大を図ること。</u>

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
	エ 穀類乾燥機(40石以上) オ 粃摺機(4疋以上)	ただし、<u>個人で5畝を超えた場合、又は共同で9畝を超えた場合はこの限りでない。</u> 【法人の場合】 今後5年間で3畝以上の規模拡大を図ること。ただし、経営面積が15畝を超えた場合は15畝を下回らないこと。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250万円
②水田利活用担い手支援事業	■麦作作業の効率化及び品質向上に必要な農業機械アタッチメント ア シーダー(搭載型・作業幅2疋以上)	□水田の有効活用及び遊休化の防止のため、継続的に麦作に取り組むこと。 □利用下限面積(麦作付面積) 個人：3畝以上 共同：5畝以上 法人：7畝以上 □作付面積拡大目標 5年間で30%以上の作付拡大を図ること。ただし、5畝を超えた場合は5畝を下回らないこと。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 100万円
③高品質米生産担い手支援事業	■高品質米の生産に必要な機械設備 ア 色彩選別機(粃摺機4疋以上対応)	□自ら作付する水稻作付農地での収穫作業の他、乾燥調製作業の受託を含めて年間収穫量24,000kg(800袋以上)の米の選別に供すること。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250万円
④水稻育苗生産担い手支援事業	■良質・健全な水稻苗の育苗に必要な機械設備 ア 播種機設備	□年間30,000枚以上の水稻苗の育苗を行うこと。 □水稻生産農家のニーズに合った品種構成による水稻苗の育苗事

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
		業を実施すること。 □法人のみ ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円
⑤園芸果樹生産担い手支援事業	■野菜等・果樹作物の新規作付や規模拡大に必要な栽培及び収穫用の農業機械 ア 野菜苗移植機 イ 野菜収穫機 ウ 管理機 エ スピードスプレーヤ オ その他	□販売を目的とし、<u>地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。</u> □周年で作物を生産・出荷すること。 □<u>利用下限面積(町内農地)</u> <u>個人：30 ㌥以上</u> <u>共同：50 ㌥以上</u> <u>法人：1 ㌥以上</u> □経営規模拡大目標 (次のいずれかに該当) ・導入しようとする農業機械の能力に見合った利用面積が確保されること、又は導入後5年で同面積を確保する計画であること。 ・導入後5年で販売金額を増額する計画があること。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 100 万円
⑥高品質農作物栽培担い手支援業	■野菜等園芸作物の高品質化及び安定生産のための農業機械アタッチメント ア 深耕ロータリー イ 藁結束機 ウ その他	□販売を目的とし、<u>地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。</u> ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 50 万円
⑦営農環境保全担い手支援事業	■地域の良好な営農環境を維持するため、荒廃農地の再生及び農道・水路敷	□<u>地域の良好な営農環境の保全を図るため、継続的に荒廃農地の再生及び農道・水路敷地等の保全に積極的に取り組むこと。</u>

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
	等の維持管理に必要な農業機械 ア スライドモア イ フレールモア ウ ハンマーナイフモア	◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 50 万円
⑧新規農業経営 参入担い手支援事業	■町内で新規参入による農業経営を行うための参入初期段階の農業機械 ア トラクター(25 馬力以上) イ 栽培管理機器(マルチャー・畝立成型機・管理機・苗移植機等)	□遊休農地等を含めた農地を活用して畑作(野菜)に取り組み、今後5年間で経営規模を拡大する計画、又は新しい村森の市場結での出荷販売額を増加させる計画があること。 □利用下限面積(町内農地) 個人農家 参入時50㎡以上 □経営規模拡大目標 導入後5年間で経営面積を30㎡以上拡大すること、又は導入後5年間で新しい村森の市場結への出荷販売額を30%以上増加させること。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円
⑨農産物出荷拡大担い手支援事業	■野菜等園芸作物の生産力向上及び安定出荷のための農業機械設備 ア 農産物保冷库 イ 出荷調製機器(洗浄機・包装機等)	□販売を目的とし、地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。 □周年で作物を生産・出荷すること(周年作物の場合) ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円

【支援対象：栽培施設】

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
①園芸果樹生産 担い手支援事業	■野菜等園芸作物又は果樹作物の新規作付及び安定生産・高品質化のための	□販売を目的とし、地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。

補助対象事業名	農業機械・施設の規模等	採択基準・補助率・補助金額等
	栽培用施設 ア ビニールハウス(150㎡以上/1棟。井戸等灌水設備及び電源設備含む) イ 果樹棚(施設面積1,000㎡以上)	☐ 周年で作物を生産・出荷すること(周年作物の場合) ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円
	■気象災害に強い果樹作物栽培のための栽培用設備又は既存設備の強靱化のための改修(再整備等) ア 多目的防災網設備(設置面積1,000㎡以上) イ 雨よけ設備(設置面積1,000㎡以上)	☐ 販売を目的とし、地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。 ◎補助率 1/2 以内(再整備の場合は1/3 以内) ◎補助金限度額 250 万円(再整備の場合は150 万円)
②新規農業経営参入担い手支援事業	■野菜等園芸作物用の栽培施設として導入するビニールハウス ア ビニールハウス(150㎡以上/1棟。井戸等灌水設備及び電源設備含む)	☐ 販売を目的とし、新しい村森の市場結での地産地消を進めるための生産、出荷、販売計画があること。 ☐ 周年で作物を生産・出荷すること(周年作物の場合) ☐ 導入後5年間、当該栽培施設を活用して生産された農作物の1/3 以上を新しい村森の市場結へ出荷すること。 ◎補助率 1/2 以内 ◎補助金限度額 250 万円 ※新規参入による新規就農者又は農家子弟(農業経営継承者)限定(就農後5年以内に限る)

(3)申請手続

事業計画の内容や農業機械・栽培施設の規模等についてヒアリングを実施します。

(4)過去の交付実績（過去5年間実績）

年度	対象事業	内容	申請 件数	補助金交付額 (補助対象事業費)
令和元年度	水田農業担い手支援事業	コンバイン	1件	2,500,000円 (5,367,600円)
		田植機	1件	1,010,495円 (2,020,990円)
	新規農業経営参入担い手支援事業	トラクター	1件	1,450,000円 (2,900,000円)
2年度	水田農業担い手支援事業	コンバイン	1件	2,500,000円 (5,330,000円)
		コンバイン	1件	2,167,000円 (4,334,000円)
	新規農業経営参入担い手支援事業	トラクター	1件	1,113,000円 (2,350,000円)
3年度	水田農業担い手支援事業	トラクター	1件	2,500,000円 (6,300,000円)
	園芸果樹生産担い手支援事業	野菜苗育苗栽培施設	1件	2,500,000円 (312,000,000)
		野菜苗移植機	1件	836,000円 (1,672,000円)
4年度	水田利活用担い手支援事業	搭載型シーダー	1件	932,340円 (1,864,680円)
	水稻苗育苗生産担い手支援事業	播種機	1件	2,465,375円 (4,930,750円)
5年度	水田農業担い手支援事業	コンバイン	1件	2,261,000円 (4,522,000円)
		籾摺機	1件	415,999円 (831,999円)
	高品質農作物栽培担い手支援事業	マルチャー(トラクターアタッチメント)	1件	90,863円 (181,727円)
	園芸果樹生産担い手支援事業	梨多目的防災網(再整備)	1件	1,500,000円 (5,102,126円)
		野菜苗全自動移植機	1件	695,454円 (1,390,909円)

(5)根拠法令

■宮代町明日の農業担い手支援対策事業補助金交付要綱



▲園芸果樹生産担い手支援事業（野菜苗全自動移植機）



▲水田農業担い手支援事業（コンバイン）



▲水田農業担い手支援事業（粳摺機）



▲高品質農作物栽培担い手支援事業（マルチャー＜トラクターアタッチメント＞）

【6次化への取組みに対する補助金】

(1)趣旨

町内において地場産農産物を最大限に生かして、6次化を積極的に推進していく農業経営者、農業者団体等を支援します。

(2)内容

①対象者及び交付要件

町内の農地で農業を営むすべての農業者(個人)、農業者グループ(2戸以上)、農業者団体・組織、法人。なお、町との間で、町内農産物の付加価値の向上や地産地消の更なる推進等に関する協定を締結することを要件とします。

②補助対象事業及び経費等

ア 商品開発・技術習得及び販路開拓支援事業

6次化の一環として行う商品開発・技術習得及び販路開拓等に係る経費

6次化の一環として行う商品開発・技術習得及び販路開拓等に係る経費

【商品開発・技術習得】

- ①試作品製造にかかる材料購入費
- ②企業等への委託加工に要する経費
- ③必要な機械器具等のレンタル料
- ④外部専門家等からの指導助言にかかる経費
- ⑤研修参加費
- ⑥旅費
- ⑦包装デザイン等開発にかかる経費
- ⑧成分分析費
- ⑨その他必要と認める経費

【販路開拓】

- ①商談会展示会出店費
- ②パンフレット等作成費
- ③商談会展示会の旅費
- ④その他必要と認める経費等で飲食代や備品購入費を除く。

イ 加工施設及び加工設備整備支援事業

農産物の加工・製造・販売を行うために要する経費

例 加工施設と加工設備の整備に必要な経費

調理器具、加工用冷蔵庫等、加工品製造及び販売に必要な備品

③要件

町内産農産物を活用した農産物の加工及び販売を目的に行う取組みであること。

④補助率

事業費の1／2以内の額(上限額あり)

ただし、補助対象事業費から消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

(3)申請手続

補助事業を希望される場合は、事前にご相談ください。事業計画の内容や機械設備等の規模等についてヒアリングを実施します。

(4)過去の交付実績（過去5年間実績）

年度	対象事業	内容	申請件数	補助金交付額 (総事業費)
令和元年度	商品開発・技術習得及び販路開拓支援事業	紫にんじんジュース	1件	141,144円 (282,288円)
5年度	加工設備整備支援事業（加工設備）	真空包装機	1件	280,875円 (561,750円)
	商品開発・技術習得及び販路開拓支援事業	パックライス	1件	143,500円 (287,000円)
		乾麺そば	1件	62,788円 (125,576円)

(5)根拠法令

■宮代町明日の農業担い手支援6次化推進事業補助金交付要綱



▲加工設備整備支援事業（真空包装機）

【市民農園開設に対する補助金】

(1)趣旨

私設市民農園の開設を促進することで、農に親しむ人口を増やし、健康的で心のゆとりの感じられる生活を実現していくため、町内で市民農園を開設又は拡張する取組みを支援します。

(2)内容

①対象者及び交付要件

町内に市民農園を開設し、又は町内の市民農園を拡張する者。なお、町との間で、貸付協定又は市民農園の開設及び運営に関する協定を締結していただきます。

②補助対象事等

- ア 畑地整備(客土・深耕・整地・畝立・土壌改良)
- イ 園地内の歩道設置
- ウ 区画境界杭及び案内板の設置
- エ 給水及び手洗い施設の設置
- オ ビニールハウス及び簡易トイレの設置(いずれも移動が可能なもの)
- カ 共同利用する農具及び軽易な農機具
- キ 認定市民農園である旨の看板設置等

③補助金の額

1㎡あたり250円(上限額80万円)

※ただし、遊休農地を解消して市民農園を開設する場合は、1㎡あたり100円加算(加算上限額10万円)

(3)根拠法令

■宮代町市民農園開設補助金交付要綱

【民間企業の農業経営参入等に関する補助金】

(1)趣旨

地域農業の持続性の確保や遊休農地等の利活用を図るため、町内での農業経営参入を目指す民間企業等(以下「法人等」といいます。)に対し、補助金を交付します。

(2)内容

①補助対象事業及び補助金の額等

補助金の対象となる事業は、法人等が取組む次に掲げる事業に対し支援します。

補助対象事業	補助金額等
新規参入奨励事業	ア 参入奨励金 ■新規参入時の経営農地面積に応じて、次の「参入奨励金(定額)」を交付します。 i 1 ㍴未満 50,000 円 ii 1 ㍴以上2 ㍴未満 100,000 円 iii 2 ㍴以上 200,000 円
	イ 参入奨励金(加算金) ■新規参入時における経営農地面積のうち、遊休農地等の割合に応じて、次の加算金を交付します(ただし、新規参入時における経営農地面積が50 ㍴以上の場合のみ)。 i 3割以上5割未満 参入奨励金に1 を乗じて得た額 ii 5割以上8割未満 参入奨励金に2 を乗じて得た額 iii 8割以上 参入奨励金に2.5 を乗じて得た額
遊休農地等整備事業	■重機等を使用して遊休農地等の整備作業が必要な場合、10 ㍴あたり 50,000 円を交付します(ただし、農地法に基づく一時転用許可又は届出を要する農地改良を伴わないものに限る。)

②交付要件

農業経営参入に際して町との間で協定を締結することを要件とします。

(3)過去の交付実績(過去5年間の実績)

年度	対象事業	申請件数	補助金交付額
令和2年度	新規参入奨励事業(2 ㍴以上) ※加算金あり	1 件	220,000 円

(4)根拠法令

■宮代町民間企業の農業経営参入等に関する補助金交付規程

1 小規模農地基盤整備事業補助金

(1)趣旨

農業を行っていく上での生産基盤の強化を図るため、畦畔除去による水田区画の拡大や暗渠排水の整備、農業用水路の管理等に係る費用の一部助成を行う事業です。

(2)内容

①補助対象事業、経費及び補助率

事業の種類	対象経費等	補助率等
①水田区画拡大事業	■対象 水田区画の面積の拡大を目的とした畦畔除去に要する経費(純工事費及び重機等借上料。畦畔除去後の境界杭の設置、コンクリート畦畔の処分及び整地に係る費用含む。) ■受益面積 事業実施に伴う受益面積が 15 ㌥以上であること。	☐ コンクリート畦畔の除去を伴うもの ○請負の場合 ・事業費の 1/2 以内 (限度額 80,000 円/10 ㌥) ○直営の場合 ・除去費 500 円/m ・整地費 10 円/m ² ☐ コンクリート畦畔の除去を伴わないもの ・整地費 10 円/m ²
	■対象 水田区画の拡大に伴う田面の段差を解消するための均平作業に要する経費 ■受益面積 事業実施に伴う受益面積が 15 ㌥以上であること。	●事業費の 1/2 以内 (限度額 100,000 円/10 ㌥)
②暗渠排水整備事業	■対象 暗渠排水施設の新設又は改良に要する経費(純工事費、原材料費及び重機等借上料) ■受益面積 施工対象の水田面積	●事業費の 1/2 以内 (ただし、申請者が直接事業を実施する場合は原材料費の 2/3 以内。限度額 120,000 円/10 ㌥。)
③用排水路維持管理事業	■対象 農業用排水路の浚渫作業に要する経費	○請負の場合 ・事業費の 1/2 以内 (限度額 100,000 円/100m)

事業の種類	対象経費等	補助率等
		○直営の場合 ・ 500 円/m (重機等を借りて実施する場合は借上料の 1/2 以内を加算)
④ 耕作用道路整備事業	■対象 農作業の効率を上げるため、農業用機械等の通行に必要な通路の整備及び修繕に要する経費	□幅員 2.5m 以上 4m 未満 ・ 事業費の 1/3 以内 (限度額 1,000,000 円) □幅員 4m 以上 ・ 事業費の 1/2 以内 (限度額 1,000,000 円)
⑤ 農業用水利施設整備事業	■対象 農業用水利施設（揚水機場等）の老朽化等に伴う施設の改修及び改良又は統合に要する経費。1 施設あたりの事業費が 200 万円以上であること。	●土地改良施設維持管理適正化事業の採択を得て実施する事業に係る経費の 10%以内(ただし施設統合等の場合 20%以内)
⑥ 農業用水揚水施設整備事業	■農業用水路から自然流下での取水が困難な水田の水量を確保するために必要な農業用水揚水施設の整備（揚水機設備の新規設置及び電源設備の整備工事等）に要する経費。ただし、地下水の汲み上げに係る掘削等に要する経費を除く。	●事業費の 1/2 以内 ■農業者等が単独で実施する場合 水田の受益面積が 30 アール以上で事業費が 10 万円以上 ■農業者等が 2 人以上で共同で実施する場合 水田の受益面積が 50 アール以上)
⑦ 農業用揚水機設備緊急修繕事業	■農業用揚水機設備の老朽化等に伴い、特に緊急に実施する必要がある設備の修繕整備に要する経費。	●事業費の 1/3 以内(限度額 500,000 円) ■受益者が 3 人以上、水田の受益面積が 3 畝以上、かつ、事業費が 50 万円以上であること。

事業の種類	対象経費等	補助率等
		■事業実施期間がかんがい期間内であること。

(3)申請手続き

事業実施を希望する場合は、必ず事前にご相談ください(事前着工は厳禁です)。事業実施予定の現地等を確認させていただき、申請書類の作成等を支援します。

(4)過去の交付実績(過去7年間の実績)

年度	事業内容	申請件数	交付決定額
令和元年度	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	2件	123,440円
	用排水路維持管理事業(直営)	1件	100,000円
	農業用水揚水施設整備事業(揚水機設備の新規設置及び電源設備の整備)	3件	395,281円
2年度	用排水路維持管理事業(直営)	1件	47,500円
	農業用水揚水施設整備事業(揚水機設備の新規設置)	1件	75,786円
	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	1件	82,610円
	農業用水利施設整備事業 (揚水機改修工事)	1件	489,500円
3年度	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去無)	2件	39,520円
	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	8件	483,280円
	農業用水利施設整備事業 (揚水ポンプ電動機更新等)	1件	477,000円
4年度	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	9件	525,620円
5年度	農業用揚水機設備緊急修繕事業 (揚水機設備の修繕整備等)	1件	417,008円
	水田区画拡大事業 (コンクリート畦畔除去有)	3件	211,750円

(5)根拠法令

■宮代町小規模農地基盤整備事業補助金交付要綱

1 経営所得安定対策等交付金(国)

(1)制度の趣旨

経営所得安定対策では、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金(ゲタ対策)と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティーネット対策(ナラシ対策)が実施されているほか、食料自給率・自給力向上を図るため、飼料用米・麦・大豆等の戦略作物への本格転換を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金が実施されています。

(2)令和6年度の内容

①米の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

米の販売価格の下落等によって収入が減少した場合に、収入減少分の9割が補填される保険的制度です。

【対象者】 認定農業者(規模要件はありません) **※収入保険加入者は加入できません。**

【対象作物】 米(主食用米)

【補填額】 対策加入者の収入減少による農業経営への影響を緩和するために、**米の当年産の販売収入が「標準的収入」を下回った場合に、その差額の9割を補填するもの**で、**補填を受けるためには、生産者もあらかじめ一定額の積立金を抛出(生産者1：国3の割合)する必要があります。**なお、国により収入減少がなかったと判断された場合には、積み立てた抛出金は全額返還又は次年度へ繰越しができます。**掛け捨てではありません。**

●補填額＝(標準的収入－当年産収入)×0.9 ※都道府県単位で算定

【補填の対象となる生産実績数量】

＜生産者から集荷業者(JA等)への出荷又は販売＞

- ・ 6月末までに出荷/販売契約(契約数量を明記)を結び、翌年3月末までに出荷又は販売されたもの。

＜生産者から実需者・卸への直接販売＞

- ・ 6月末までに前年実績等を基に販売計画を作成し、翌年3月末までに販売契約(契約数量を明記)を結んだもの。

②水田活用の直接支払交付金

水田で、飼料用米、麦、大豆等の“戦略作物”を生産する生産者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。主食用米偏重ではなく、新規需要米(飼料用米等)、麦、大豆等の需要のある作物の生産を振興し、意欲ある生産者が自らの経営判断で作物を選択する状況を実現することを目指していきます。

ア 戦略作物助成

【対象作物及び交付単価等（一部抜粋）】

対象作物	交付単価
麦(基幹作) 大豆	35,000 円/10 ㍓
飼料用米	一括管理(主食用<一般>品種での取組) ※契約数量分を玄米で出荷する 概ね 75,000 円/10 ㍓
	区分管理(多収品種での取組) ※収穫した米すべて(ふるい上・ふるい下)を出荷する ※数量払い(実収量に応じて) ただし、“ふるい下” 分は交付金の対象外 55,000 円～105,000 円/10 ㍓

※飼料用米では、作況指数に基づく「作況調整」が実施されます。

※麦は、JA 南彩を通じた実需者との間で締結した契約に基づく出荷が条件です。

※大豆(黒大豆含む)については、新しい村森の市場結等の農産物直売所等への出荷販売や町内の飲食店等への出荷が条件です(販売実績が分かる書類<出荷証明書、領収書・納品書の写し>を必ず提出していただきます。出荷しなかった、あるいは書類を提出できなかった場合は、補助金は返還となります。自家用の場合は対象外。

※飼料用米の一般品種(主食用品種)による取組みについては、**6年度以降、段階的に交付金単価が引き下げられます。**

イ 産地交付金

埼玉県が作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づいて、国から埼玉県への予算の配分額の範囲内で、埼玉県が助成内容を設定します。

【対象者】 認定農業者、認定新規就農者、販売農家

【助成内容】（宮代町で該当するもの -5 月 20 日現在-）

対象作物等	対象者	交付単価(円以内/10 ㍓)
麦(基幹&二毛作) 大豆	認定農業者	当初単価 5,200 円 ※上限単価 5,700 円
野菜(露地栽培)	認定農業者 認定新規就農者	高収益作物(11 品目) (ねぎ/ブロッコリー/カリフラワー/さ といも/とうもろこし/なす/えだまめ/ たまねぎ/にんにく/じゃがいも/ごま) 当初単価 5,200 円 ※上限単価 5,700 円 その他野菜(それ以外品目)

第4章 水田農業構造改革対策事業（町事業名）

対象作物等	対象者	交付単価(円以内/10 ㍓)
		5,000 円
飼料用米	認定農業者	当初単価 3,800 円 ※上限単価 4,300 円
二毛作麦	販売農家	表作：主食用米 当初単価 3,500 円 ※上限単価 4,000 円 表作：飼料用米 当初単価 10,500 円 ※上限単価 12,000 円
そば (出荷販売すること)	販売農家	20,000 円

(注) ※印の上限単価は、今後の県内全体の取組状況により埼玉県が単価の額の調整を行い、最終的に確定されます。

(3) 過去の交付実績(過去5年間の実績)

●令和元年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金(米のナラシ対策)		35 人	-
水田活用の直接支払交付金		30 人	-
戦略作物	麦(基幹) (35,000 円/10 ㍓)	2 人	453 ㍓
	大豆 (35,000 円/10 ㍓)	9 人	110 ㍓
	飼料用米 (概ね 80,000 円/10 ㍓)	4 人	305 ㍓
産地交付金	麦<基幹+二毛作>(担い手) (6,130 円/10 ㍓)	1 人	594 ㍓
	麦(二毛作) (13,000 円/10 ㍓)	1 人	168 ㍓
	大豆(担い手) (6,130 円/10 ㍓)	3 人	27 ㍓
	飼料用米(多収品種) (12,000 円/10 ㍓)	1 人	78 ㍓
	飼料用米(担い手)(3,000 円/10 ㍓)	3 人	287 ㍓
	そば (20,000 円/10 ㍓)	10 人	298 ㍓
	野菜 (5,500 円/10 ㍓)	7 人	589 ㍓

●令和2年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金(米のナラシ対策)		31 人	-
水田活用の直接支払交付金		28 人	-
戦略作物	麦(基幹) (35,000 円/10 ㍓)	2 人	470 ㍓

第4章 水田農業構造改革対策事業（町事業名）

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
産地交付金	大豆 (35,000 円/10 ㌧)	6 人	94 ㌧
	飼料用米 (概ね 80,000 円/10 ㌧)	3 人	287 ㌧
	麦<基幹+二毛作> (担い手) (5,500 円/10 ㌧)	1 人	612 ㌧
	麦(二毛作) (13,450 円/10 ㌧)	1 人	168 ㌧
	大豆(担い手) (5,500 円/10 ㌧)	1 人	23 ㌧
	飼料用米(複数年契約) (12,000 円/10 ㌧)	3 人	287 ㌧
	飼料用米(担い手)(3,000 円/10 ㌧)	3 人	287 ㌧
	そば (20,000 円/10 ㌧)	11 人	335 ㌧
	野菜 (5,500 円/10 ㌧)	8 人	661 ㌧

●令和3年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金(米のナラシ対策)		30 人	-
水田活用の直接支払交付金		32 人	-
戦略作物	麦(基幹) (35,000 円/10 ㌧)	2 人	498 ㌧
戦略作物	大豆 (35,000 円/10 ㌧)	6 人	84 ㌧
	飼料用米 (概ね 80,000 円/10 ㌧)	9 人	787 ㌧
産地交付金	麦<基幹+二毛作> (担い手) (6,500 円/10 ㌧)	1 人	642 ㌧
	麦(二毛作) (7,510 円/10 ㌧) (表作：主食用米 裏作：麦)	1 人	14 ㌧
	麦(二毛作) (12,500 円/10 ㌧) (表作：飼料用米 裏作：麦)	1 人	163 ㌧
	飼料用米(複数年契約) (12,000 円/10 ㌧)	9 人	787 ㌧
	飼料用米(担い手)(6,500 円/10 ㌧)	9 人	787 ㌧
	そば (20,000 円/10 ㌧)	11 人	308 ㌧
	野菜 (5,500 円/10 ㌧)	7 人	716 ㌧
	高収益作物等作付拡大(野菜) (35,000 円/10 ㌧)	4 人	93 ㌧

●令和4年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金(米のナラシ対策)		29 人	-
水田活用の直接支払交付金		33 人	-
戦略作物	麦(基幹) (35,000 円/10 ㌧)	2 人	599 ㌧
	大豆 (35,000 円/10 ㌧)	5 人	61 ㌧

第4章 水田農業構造改革対策事業（町事業名）

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
産地交付金	飼料用米（概ね 80,000 円/10 ㌧）	13 人	1,792 ㌧
	麦<基幹+二毛作>（担い手） （5,400 円/10 ㌧）	1 人	561 ㌧
	麦（二毛作）（10,800 円/10 ㌧）	1 人	45 ㌧
	飼料用米（複数年契約） （6,000 円/10 ㌧）	9 人	786 ㌧
	飼料用米（担い手）（4,220 円/10 ㌧）	11 人	1,625 ㌧
	そば（20,000 円/10 ㌧）	10 人	367 ㌧
	野菜（5,400 円/10 ㌧）	7 人	848 ㌧

●令和5年度

交付金の区分		加入者数	交付対象面積
収入減少影響緩和対策交付金（米のナラシ対策）		27 人	-
水田活用の直接支払交付金		33 人	-
戦略作物	麦（基幹）（35,000 円/10 ㌧）	2 人	629 ㌧
戦略作物	大豆（35,000 円/10 ㌧）	1 人	7 ㌧
	飼料用米（概ね 80,000 円/10 ㌧）	14 人	1,902 ㌧
産地交付金	麦<基幹+二毛作>（担い手） （5,200 円/10 ㌧）	1 人	614 ㌧
	麦（二毛作）（3,500 円/10 ㌧） （表作：主食用米 裏作：麦）	1 人	32 ㌧
	麦（二毛作）（10,500 円/10 ㌧） （表作：飼料用米 裏作：麦）	1 人	91 ㌧
	飼料用米（担い手）（3,800 円/10 ㌧）	12 人	1,735 ㌧
	そば（20,000 円/10 ㌧）	9 人	356 ㌧
	野菜（担い手）県指定 11 品目 （5,200 円/10 ㌧）	7 人	628 ㌧
	野菜（担い手）それ以外 （5,000 円/10 ㌧）	6 人	198 ㌧

1 土地改良施設維持管理適正化事業(国+県)

(1)趣旨

土地改良施設(農業用水利施設)の老朽化という課題に対応し、次の世代に適切に引き継いでいくためには、定期的な整備補修を適期・的確に実施することにより、施設更新までの期間をできるだけ長くして、経済的負担を極力抑えることが重要となっています。「土地改良施設維持管理適正化事業(以下「適正化事業」といいます)は、定期的な整備補修等に対する支援を通じて施設の有する機能の保持や長寿命化を図るために実施されているものです。

(2)事業の仕組み

適正化事業は一般の補助事業と異なり、事業実施主体が整備補修に要する事業費の30%を拠出し、これに県の補助金30%、国の補助金30%を合わせた90%を全国土地改良事業団体連合会(以下「全国連合会」といいます)が「適正化事業資金」として造成します。

- i 適正化事業を実施しようとする事業実施主体は「適正化事業」に加入し、向こう5年の間で実施する整備補修の計画を立てます。
- ii 事業実施主体は、iで計画された整備補修を行うために必要な事業費の30%を5年間均等に分割して拠出金として拠出(積み立て)します。
- iii 事業実施主体は、5年間のうち、定められた年度に整備補修を実施します。その際、整備補修に必要な事業費(適正化事業に加入したときの事業費)の90%が「適正化事業資金」から交付され、残りの10%を自己負担することになります。

(3)事業対象施設

- ア 農業用水利施設(揚水機場等)
- イ 団体営規模以上の土地改良事業により造成された施設

(4)事業実施主体

町、施設を管理している土地改良区等

(5)事業対象の条件

- i 団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ii 1施設あたりの事業費が200万円以上の整備補修等であること。
- iii 県土地改良事業団体連合会が実施する施設診断・管理指導を受けていること。

※ 宮代町には、町が管理する農業用水利施設として万年堰(大字和戸地内)がありますが、町内には土地改良区等は存在しません、陸田管理組合等が所有・管理する揚水機場等において、適正化事業を活用して整備補修を実施することになる場合には、町が事業実施主体となって「適正化事業」に加入して実施することになります。

その場合、事業費の40%(地元負担分)を地元管理組合等が自己負担することとなり、町へ負担金として納めていただきます。

なお、[町補助事業「小規模農地基盤整備事業補助金制度」](#)の中の「[農業用水利施設整備事業](#)」を活用することにより、[地元負担分\(40%\)に対する支援\(10%を町が補助\)](#)を受けることができますので、実質、地元管理組合の負担は事業費の30%に軽減されます。

(6)過去の実績(過去5年間実績)

事業実施年度	施設の名称	整備補修の内容	事業費	備考
令和2年度	下野田逆井揚水組合第1揚水機場	揚水機場ポンプ更新等(水中ポンプ2基更新、露出部外面配管補修塗装)	4,895,000 円	町で加入し実施 (令和2年～6年度) ※小規模農地基盤整備事業補助制度により、地元負担分を軽減(町が489,500円を支援)。
	万年堰	発電機・予備エンジン更新工事	10,010,000 円	町が実施
3年度	若宮陸田組合揚水機場	揚水ポンプ電動機更新	3,000,800 円	町で加入し実施 (平成30年度～令和4年度) ※小規模農地基盤整備事業補助制度により、地元負担分を軽減(町が477,000円を支援)。

1 多面的機能支払交付金(宮代町多面的機能支払支援事業補助金)(国+県+町)

(1)趣旨

農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、それを支える地域活動や営農活動を支援する制度です。多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成され、国、県及び町が連携し、交付金によって地域の共同活動を支援します。

(2)内容

①農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

【対象】ア **農業者のみで構成される活動組織**

イ 農業者及びその他の者(地域住民・団体等)で構成される活動組織

【対象農地】農業振興地域農用地区域内の農用地

【交付単価】田 3,000 円/10 ㌦ 畑 2,000 円/10 ㌦

【対象活動】次のア及びイの双方に取り組む場合が支援対象です。

ア 地域資源の基礎的な保全活動

例：水路の泥上げ、農地法面の草刈り、農道の路面維持、施設の点検、
年度活動計画の策定、研修等

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

例：保全管理構想の作成等

②資源向上支払交付金(施設の長寿命化)

③資源向上支払交付金(共同活動)

(3)宮代町での取組状況

宮代町では、平成 29 年度からの字中島地内の「若宮地区陸田管理組合(代表：富田高治組合長)」を皮切りに、「中地区水田管理組合(代表：小島康雄組合長)」、「内野地区農地管理組合(代表：根岸博美組合長)」及び「沖の山地区水田管理組合(代表：小島恒利組合長)」が共同活動を行っています。

(4)根拠法令

■宮代町多面的機能支払支援事業補助金交付要綱

■農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(国)

★若宮地区陸田管理組合の概要★

●活動組織の名称 若宮地区陸田管理組合
代表 組合長 富田高治氏

●共同活動参加者 28 人(農業者・一般住民)

●活動区域の概況 農用地面積(全体) 10.52 畝
田(水田+陸田) 8.31 畝
畑 2.21 畝
用排水路 延長 2.33 km
農道 延長 2.02 km

●活動組織設立日 平成 29 年 3 月 26 日

●活用する交付金 農地維持支払交付金

●事業計画の認定 平成 29 年 5 月 8 日付け町認定

●令和 6 年度交付見込額 293,500 円(国・県・町の合計)

(田) $8.31 \text{ 畝} \times 3,000 \text{ 円} = 249,300 \text{ 円}$

(畑) $2.21 \text{ 畝} \times 2,000 \text{ 円} = 44,200 \text{ 円}$



★中地区水田管理組合の概要★

●活動組織の名称 中地区水田管理組合
代表 組合長 小島康雄氏

●共同活動参加者 25 人(農業者のみ)

●活動区域の概況 面積(全体) 15.88 畝
田(水田+陸田) 15.88 畝
用排水路 延長 1.0 km
農道 延長 5.5 km

●活動組織設立日 平成 30 年 3 月 10 日

●活用する交付金 農地維持支払交付金

●事業計画の認定 平成 30 年 4 月 19 日付け町認定

●令和 6 年度交付見込額 476,400 円(国・県・町の合計)

(田) $15.88 \text{ 畝} \times 3,000 \text{ 円} = 476,400 \text{ 円}$



▲ 中地区水田管理組合の皆さん

★内野地区農地管理組合の概要★

●活動組織の名称 内野地区農地管理組合
代表 組合長 根岸博美氏

●共同活動参加者 22人(農業者のみ)

●活動区域の概況 面積(全体) 9.31 畝
田(水田+陸田) 5.30 畝
畑 4.01 畝
用排水路 延長 1.58 km
農道 延長 0.845 km

●活動組織設立日 平成 30 年 3 月 25 日

●活用する交付金 農地維持支払交付金

●事業計画の認定 平成 30 年 4 月 19 日付け町認定

●令和 6 年度交付見込額 239,200 円(国・県・町の合計)

(田) $5.30 \text{ 畝} \times 3,000 \text{ 円} = 159,000 \text{ 円}$

(畑) $4.01 \text{ 畝} \times 2,000 \text{ 円} = 80,200 \text{ 円}$



★沖の山地区水田管理組合の概要★

●活動組織の名称 沖の山地区水田管理組合
代表 組合長 小島恒利氏

●共同活動参加者 38人(農業者のみで構成)

●活動区域の概況 面積(全体) 12.32 畝
田(水田+陸田) 10.89 畝
畑 1.43 畝
用排水路 延長 6.6 km
農道 延長 4.3 km

●活動組織設立日 令和 2 年 3 月 8 日

●活用する交付金 農地維持支払交付金

●事業計画の認定 令和 2 年 4 月 22 日付け町認定

●令和 6 年度交付見込額 355,300 円(国・県・町の合計)

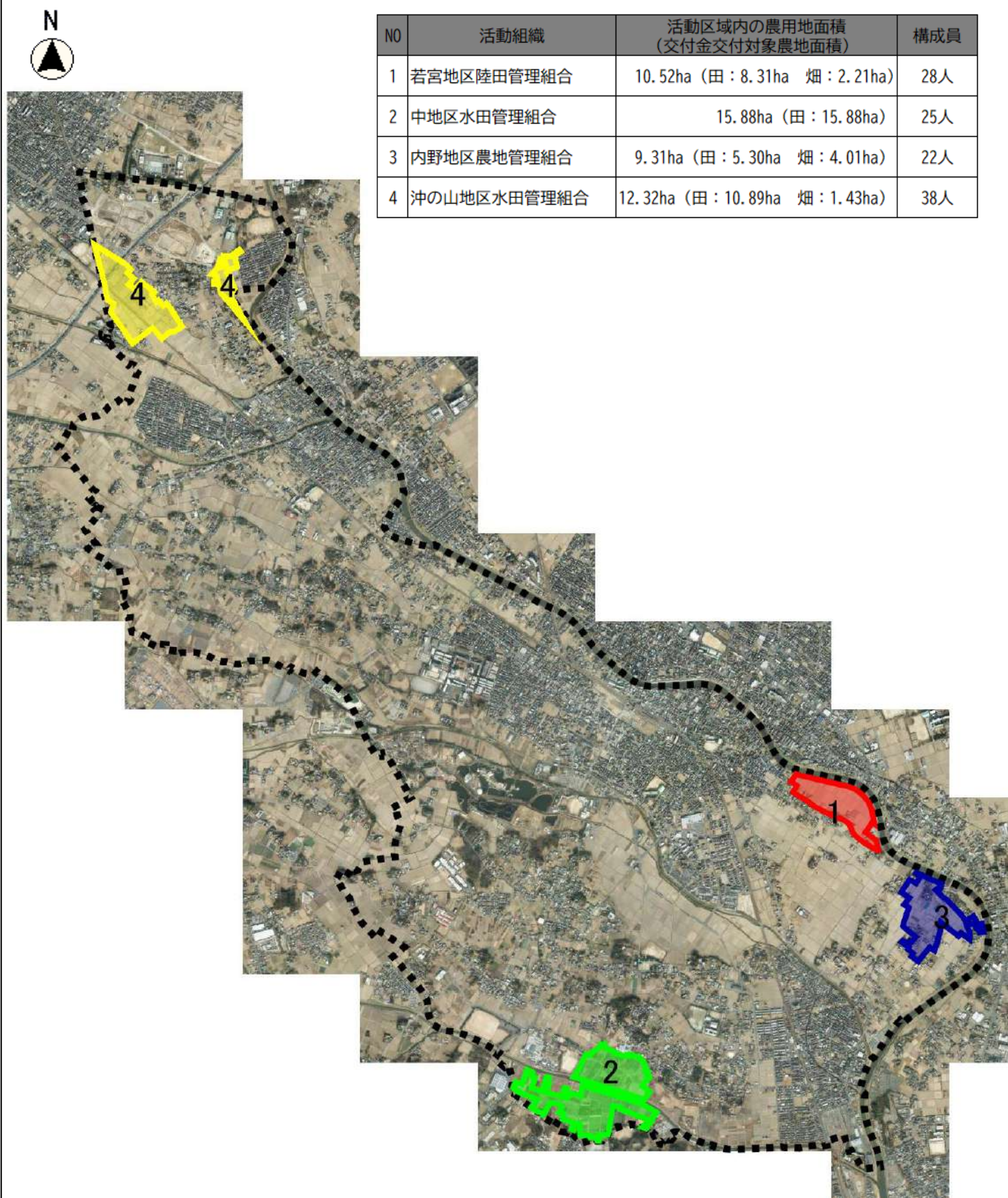
(田) $10.60 \text{ 畝} \times 3,000 \text{ 円} = 326,700 \text{ 円}$

(畑) $1.43 \text{ 畝} \times 2,000 \text{ 円} = 28,600 \text{ 円}$



宮代町における多面的機能支払交付金制度 活動組織 活動エリア図

NO	活動組織	活動区域内の農用地面積 (交付金交付対象農地面積)	構成員
1	若宮地区陸田管理組合	10.52ha (田：8.31ha 畑：2.21ha)	28人
2	中地区水田管理組合	15.88ha (田：15.88ha)	25人
3	内野地区農地管理組合	9.31ha (田：5.30ha 畑：4.01ha)	22人
4	沖の山地区水田管理組合	12.32ha (田：10.89ha 畑：1.43ha)	38人





令和6年6月吉日 令和6年度版発行
作成者：宮代町産業観光課 農業振興担当&農地調整担当